

令和 5 年 1 2 月

**丸亀市農業委員会定例総会
議 事 録**

令和 5 年 1 2 月 2 0 日開会

丸亀市農業委員会

令和 5 年 1 2 月 丸 亀 市 農 業 委 員 会 定 例 総 会 議 事 録

開催日時 令和 5 年 1 0 月 2 0 日（金）午後 3 時 3 0 分～午後 4 時 3 2 分

開催場所 丸 亀 市 役 所 2 階 2 0 1 ・ 2 0 2 会 議 室

出席委員 4 5 人

農業委員 1 5 人

1 大西 貴久	2 田中 浩信	3 尾野 弘季	4 内田 久夫
5 平山 康生	6 和泉 弘美	7 山根 三枝子	8 富田 等
	10 小松 和貴子	11 竹内 章雄	12 松永 哲之
13 竹田 久義	14 松永 哲夫	15 尾崎 義美	16 松下 孝江

農地利用最適化推進委員 3 0 人

1 元木 繁雄	2 西山 孝	3 廣瀬 義文	4 一本松 学
5 齊藤 純子	6 坂井 清照	7 守家 祥司	8 戸張 正典
9 宮前 千代秋	10 山口 好則	11 須藤 誠一	12 大西 紹
13 大野 忠志	14 高木 久義	15 田羅間 勳	16 横山 隆一
17 田中 正隆	18 宮武 俊博	19 喜來 聖則	20 新居 勉
21 山本 清秀	22 深井 正隆	23 佐藤 久男	24 竹林 隆
25 古竹 義弘	26 村山 雅美	27 徳永 善史	28 竹林 俊一
29 山本 敏一	30 三谷 孝治		

欠席委員 1 人

農業委員 1 人

9 牛田 均

農地利用最適化推進委員 0 人

農業委員会事務局出席者

事務局長	谷本 孝二
事務局次長	大西 良明
主 査	岩崎 正英
副 主 幹	香川 稔
主 査	中山 弘美

その他の出席者

農林水産課 主査 西山 善行

議事日程

農政に関する議題

1. 農業振興地域整備計画の変更について
2. 丸亀市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の一部改正について
3. その他

報告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. その他

土地に関する議題

議案第64号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第65号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第66号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第67号	農用地利用集積計画の決定について
議案第68号	農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
議案第69号	非農地証明願について
議案第70号	許可後の事業計画変更申請について

報告

報告第29号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第30号	農地法第18条第6項の規定による通知確認について
報告第31号	許可申請の取下願について

●事務局長（谷本孝二君）

皆さん、こんにちは。

定刻が参りましたので、ただいまから令和５年１２月の農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

議事に入ります前に、本日お配りしています資料の確認をさせていただきます。

（配布資料の確認）

それでは、議事に入らせていただきます。

総会の議事進行につきましては、松永会長の方でよろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

改めまして、今日はお疲れでございます。

いつもは、朝の開会でございます、おはようございますで始まるんですが、今日は、会議の後に初めてでございますけれども、懇親会を計画しておりまして、有志の方のご参加をいただくようになっております。

そのような関係で、午後からの会議となりました。

開会にあたりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

私たち農業委員、推進委員は、この７月に改選されました。

再任の方もいらっしゃいますが、大半が今回、新たに委員になられた方でございます。そのような中で、約半年経過をいたしまして、私も含め、何とかもう農業委員、推進委員の役割というのが分かってきたのではないかなと思っております。農業委員会だよりでも少し書きましたけれども、こういった委員会における、いわゆる転用等の審議、あるいはそれに伴う現地調査等を行うのが本務のように思っておりましたが、最近では、新たな皆さんにお願いしなければいけない、いわゆる地域計画の策定という大きな項目がございます。計画そのものは農業委員会だけで作るものでは決してございませんし、行政当局と相談しながら、協力しながらやっていくのですけれども、農業委員の皆さん、推進委員の皆さんの協力がどうしても必要になります。

我々の状況、私も十分把握ができておりませんが、県下の各市町によっては、もうすでにいろいろ進んでいるところもあると聞いております。

地域計画そのものは、令和７年の３月までに策定するという目標がございますので、それに合わせて、皆さんのご協力をお願いいたします。

今年は、半年終わりますけれども、また来年、新たな年が農業委員会にとって、また皆さんにとって良い年になりますようお願い申し上げまして、最初の挨拶させていただきます。

本日の出席の委員さんは１６名中、１５名の出席がありますので、過半数の方

が出席されていますので、総会が成立していることを報告いたします。

本日の議事録署名委員は、１１番竹内副会長と、１２番松永哲之委員さんをお願いいたします。

それでは、農政に関する議題に入りたいと思います。

本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（谷本孝二君）

失礼します。農政に関する議題です。

- １．農業振興地域整備計画の変更について
- ２．丸亀市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の一部改正について
- ３．その他

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

農業振興地域整備計画の変更について、農林水産課西山主査から説明をお願いします。

●農林水産課（西山善行君）

農林水産課の西山と申します。

それでは農業振興地域整備計画の変更について説明させていただきます。

資料を読み上げる関係で、座らせていただきます。

お手元の農業振興地域整備計画の変更についてをご準備ください。

表紙の次が変更等理由書、続きまして位置図があります。

- １ページから順にご説明いたします。

表紙をめくっていただいて、１ページ目から順に説明します。

番号１２の１、川西町北・・・面積９５２㎡を・・・が分譲住宅を整備いたします。

番号１２の２、川西町北・・・面積１３８㎡を・・・が事業用駐車場を整備いたします。

番号１２の３、川西町南・・・面積５７６㎡のうち４９５㎡を・・・が分家住宅を整備いたします。

番号１２の４、川西町南・・・面積６２４㎡のうち３２４㎡を・・・が非農家の自己住宅を整備いたします。

番号１２の５、郡家町・・・面積３５５㎡を・・・が分家住宅を整備いたします。

番号１２の６、郡家町・・・面積５，６１５㎡を・・・が分譲住宅を整備いた

します。

2 ページ目をご覧ください。

番号 12 の 7、郡家町・・・面積 576 m²のうち 362 m²を・・・が分家住宅を整備いたします。

番号 12 の 8、三条町・・・面積 1,051 m²のうち 350 m²を・・・が分家住宅を整備いたします。

番号 12 の 9、飯野町西分・・・面積 1,991 m²を・・・が分譲住宅を整備いたします。

番号 12 の 10、土器町西二丁目・・・面積 495 m²のうち 51 m²を・・・が宅地拡張により物置用地を整備いたします。

番号 12 の 11、飯山町下法軍寺・・・面積 731 m²を・・・が資材置場を整備いたします。

番号 12 の 12、飯山町川原・・・面積 1,148 m²のうち 226 m²を・・・が分家住宅を整備いたします。

3 ページ目をご覧ください。

農用地区域への編入につきましてご説明をいたします。

番号入 12-1、綾歌町岡田東・・・面積 1,711 m²の農地を、農振整備計画区域内に編入いたします。

番号入 12-2、飯山町東坂元・・・面積 1,955 m²のうち 1,883 m²の農地を、農振整備計画区域内に編入いたします。

以上、除外 12 件、11,590.00 m²、編入 2 件、3,594.00 m²の申出となっています。以上です。よろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

説明が終わりました。この件につきまして、ご質問等はありませんか。

（「なし」の声あり）

●会長（松永哲夫君）

ご意見等もないようですので農業振興地域整備計画の変更について、異議のないものとしたします。

西山さん、ありがとうございました。

続きまして、丸亀市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

●事務局長（谷本孝二君）

失礼いたします。

議案送付させていただいている中に、右肩に 1 2 月定例総会と書いている新旧対照表が入った資料をお出してください。

新聞等でご存知かと思いますが、令和 6 年の 4 月から丸亀市の機構改革により現在の産業文化部が変わりまして、産業生活部という部になります。生活環境部の一部やクリーン課、農林水産課と産業観光課を含めた部になります。

この変更により、農地利用最適化推進委員さんの委嘱につきましては、農業委員会会長が行うようになっていますが、その規定を農業委員会で規定を定めています。規定の中に農地利用最適化推進委員の公募・推薦者が定数をオーバーした時に評価委員会を開く必要があります。その評価委員会の構成員として産業文化部長が入っていますので、今回 4 月の機構改革に伴いまして、産業生活部長に名称を変更するものです。以上です。

●会長（松永哲夫君）

事務局より説明がございました。

昨日、市議会で議決されたことにより、今日の提案となったわけです。

この件についてご質問等ありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

●会長（松永哲夫君）

それでは特にないようですので、丸亀市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の一部改正は、異議のないものといたします。

その他の議題はありますか。

●事務局長（谷本孝二君）

ありません。

●会長（松永哲夫君）

それでは報告連絡事項に移ります。

報告 1 定例農家相談会の開催結果について事務局から報告いたします。

●事務局長（谷本孝二君）

定例農家相談の開催結果についてですが、次第の裏面をご覧ください。

飯山市民総合センター開催分につきましては、1 1 月 2 7 日月曜日に松永会長の担当で、本庁開催分につきましては、1 2 月 5 日火曜日、平山委員の担当で、綾歌市民総合センター開催分につきましては、1 2 月 1 1 日月曜日、牛田委員の担当で、午前 9 時から午前 1 1 時まで行いました。綾歌市民総合センター開催時

に1件の相談がありました。

綾歌市民総合センター開催時の相談内容につきましては、後継者がおらず、農地の売却もしくは、転用を希望するといった内容でした。

回答としましては、四方が農地に囲まれており、単独での転用は難しい旨をお伝えするとともに、不動産屋については、農業委員会で斡旋できないとお伝えしました。

また、現在、農地機構を通じて貸借がされているので、引き続きお願いしたいとの要望がありましたので、農地機構にお伝えしました。

次に次回の農家相談の開催ですが、飯山市民総合センター開催分が12月27日水曜日、尾崎委員さんで、市役所本庁開催分が令和6年1月5日金曜日、和泉委員で、綾歌市民総合センター開催分が1月10日水曜日小松委員さんで、それぞれ午前9時から11時までの受付になっています。

農家相談の手引きをお持ちの上、ご出席よろしくをお願いします。

以上でございます。

●会長（松永哲夫君）

この件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

●会長（松永哲夫君）

ご意見等もないようです。その他報告事項は、ありますか。

●事務局長（谷本孝二君）

ありません。

●会長（松永哲夫君）

それでは続いて農地に関する議題に移りたいと思います。

本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（谷本孝二君）

土地に関する議題

議案第64号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第65号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第66号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第67号 農用地利用集積計画の決定について

議案第68号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

議案第 69 号 非農地証明願について

議案第 70 号 許可後の事業計画変更申請について

報告事項といたしまして、

報告第 29 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 30 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について

報告第 31 号 許可申請の取下願について

以上、議案 7 件、報告 3 件となっていますが、議案書送付時より変更となっています。変更部分は、議案第 69 号の非農地証明願について申請番号 5 番が追加、議案 66 号農地法農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について申請番号 5 番が取下げ、報告第 30 号農地法第 18 条の 6 項の規定による通知確認について申請番号 5 番が追加になっております。追加の案件は、申請締切日に申請がありましたが、書類不備のため議案送付時に書類審査ができず保留としていましたが、定例総会までに書類が整い、議案審議ができる状態になったため、追加させていただくものです。

また、取下げについては、議案書送付後に取下げの申し出があったため、議案から削除させていただくものです。

追加、削除議案を含めご審議よろしくをお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

ただいま、事務局から説明がありましたが、議案及び報告に係る追加及び取下げについて、修正後の議案にて審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●会長（松永哲夫君）

ご異議もないようですので、本日お配りしています議案にて審議いたします。

それでは、議案第 64 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

失礼いたします。議案の 1 ページをご覧ください。

位置図と一緒にご審議よろしく申し上げます。

議案第 64 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてです。

案件は 6 件です。

1 ページをご覧ください。

1 番、川西町北・・・面積 1,306 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、贈与による所有権移転を行うものです。

申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

2 番、三条町・・・面積 1,377 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、分家目的の世帯内生前贈与による所有権移転を行うものです。

申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

3 番、飯野町東二・・・面積 204 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、贈与による所有権移転を行うものです。

申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

4 番、広島町青木・・・面積 1,168 m²【議案読み上げ】

2 ページにかけてになりますが、この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。

申請地で野菜果樹を作付けする計画が提出されています。

5 番、綾歌町富熊・・・面積 467 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を図る譲受人の要望により、売買による所有権移転を行うものです。

申請地で野菜果樹を作付けする計画が提出されています。

6 番、飯山町下法軍寺、東小川・・・面積 2,889 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、父から経営移譲を受ける譲受人へ、世帯内生前一括贈与による所有権移転を行うものです。

申請地で水稻野菜を作付けする計画が提出されています。

以上 6 件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第 3 条第 2 項第 1 号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できるの見込まれる全部利用効率要件、また、農作業に従事すると見込まれる日数について、同項第 4 号の農作業常時従事要件及び第 6 号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定等により、全てを満たすものであり、農地法第 3 条第 2 項各号の禁止事項には該当しない又は、適用されないため、許可相当と考えています。

ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

議案の中で整理番号 2 番の案件は、5 番平山委員に関する事項であり、農業委員議事参与の制限に準じまして、5 番平山委員のご退席をお願いいたします。

(農業委員 平山 康生君 退席)

●会長（松永哲夫君）

議案第64号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてのうち、整理番号2番を議題とします。

ご質問、ご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松永哲夫君）

特に無いようですので、採決いたします。

議案第64号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてのうち、整理番号2番を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松永哲夫君）

特に、ご異議も無いようですので、議案第64号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてのうち、整理番号2番の案件につきましては原案の通り、許可することに決定いたしました。

5番平山委員の入室を許可します。

(農業委員 平山 康生君 入室)

●会長（松永哲夫君）

議案第64号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてのうち整理番号1番及び整理番号3番から6番を議題とします。

ご質問、ご意見はありませんか。

●副会長（尾野弘季君）

3番の尾野です。

整理番号4番の議案なんですけども、広島農地を・・・町の方が買われるんですけど・・・町から船で通って農業をするということによろしいですか。

●事務局（岩崎正英君）

はい、船で通うようになります。

譲受人は、通所型障害施設の運営に携わっている方で、入所者のリハビリを兼ねて農作物を栽培するそうです。

●副会長（尾野弘季君）

わかりました。

●会長（松永哲夫君）

他にご質問、ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特に無いようですので、採決いたします。

ございませんか。

他にないようですので議案第64号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてのうち整理番号1番及び整理番号3番から6番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特に、ご異議も無いようですので、議案第64号農地法第3条第1項の規定による許可申請について5件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第65号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

3ページをお開きください。

議案第65号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。

案件は5件です。

1番、金倉町・・・面積167㎡【議案読み上げ】

この申請地は、平成23年頃に造成し、現在まで隣接する宅地と一体利用してきました。今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺にお

ける候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、土器町西一丁目・・・面積 540 m²【議案読み上げ】

この案件は、申請地に共同住宅1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番、土器町東一丁目・・・面積 248 m²【議案読み上げ】

この案件は、申請地に共同住宅1棟の建築整備を図るものです

申請地は、第1種低層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

4番、土器町東五丁目・・・面積 916 m²【議案読み上げ】

4ページにかけてになりますが、この申請地は、平成12年頃造成し、現在まで貸店舗、借家として利用してきました。今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。

申請地は、第1種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

5番、土器町東五丁目・・・面積 73 m²【議案読み上げ】

この案件は、申請地に共同住宅1棟の建築整備を図るものです

申請地は、第1種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

以上5件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しております。

また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。

ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

それでは採決いたします。

議案第65号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から5番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第65号農地法第4条第1項の規定による許可申請5件は、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することにいたします。

次に、議案第66号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

5ページをお開きください。

議案第66号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。

案件は15件です。

1番、金倉町・・・面積486㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。なおこの申請地は、平成23年ごろ造成し、倉庫など建築しこれまで宅地として利用してきましたが、今回の申請をもって合わせて無断転用の解消を図るものです。申請地は農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、金倉町・・・面積1,611㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅7棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和5年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番、山北町・・・面積327㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、共同住宅2棟の建築整備を図るものです。申請地は、第1種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

4番、川西町北・・・面積277㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和5年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6ページをお開きください。

5番は取り下げになりました。

6番、原田町・・・面積1,249㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅4棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7番、中府町四丁目・・・面積 474 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い宅地分譲2区画の造成整備を図るものです。申請地は、第1種中高層住居専用地域の指定がされ第3種農地に区分されます。

8番、土器町西一丁目・・・面積 362 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域内農地ですが、令和5年9月に農振除外申請がされています。

また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7ページをお開きください。

9番、土器町西二丁目・・・面積 341 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場の造成整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10番、綾歌町岡田上・・・面積 1,343 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場の造成整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

11番、綾歌町岡田下・・・面積 5,562 m²【議案読み上げ】

8ページにかけてになりますが、この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、店舗4棟の建築整備を図るものです。なお、申請地の一部において、平成12年頃農地を造成し駐車場としてこれまで利用してきましたが、今回の申請をもって、あわせて無断転用の解消をはかるものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

12番、綾歌町栗熊東・・・面積 451 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域内農地ですが、令和5年9月に農振除外申請がされています。

また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9ページをお開きください。

13番、飯山町下法軍寺・・・面積 424 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い宅地分譲1区画の造成整備を図るものです。

申請地は、第1種中高層住居専用地域の指定がされ第3種農地に区分されます。

14番、飯山町下法軍寺・・・面積 5,365 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲17区画の造成整備を図るものです。

申請地は、第1種中高層住居専用地域の指定がされ第3種農地に区分されます。

10ページをお開きください。

15番、飯山町東小川・・・面積 212 m²【議案読み上げ】

この申請地は、平成7年頃造成し、現在まで駐車場として隣接する店舗兼住宅と一体利用してきました。今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、所有権移転売買を行い、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

16番、飯山町川原・・・面積 811 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い宅地分譲3区画の造成整備を図るものです。

申請地は、第1種中高層住居専用地域の指定がされ第3種農地に区分されます。

以上15件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。

また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。

ご審議、よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

●会長（松永哲夫君）

それでは採決いたします。

議案第66号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から4番及び6番から15番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松永哲夫君）

特に無いようですので、採決いたします。

議案第66号農地法第5条第1項の規定による許可申請15件は、原案のとおり許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。

続きまして、議案第67号農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは、11ページをお開きください。

議案第67号農用地利用集積計画の決定についてです。

11ページから43ページにかけて記載しています。

申請件数は60件、筆数156筆、面積146,555.00㎡です。

詳細は表のとおりです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項等の要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。

以上、ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

只今の説明に対しご質問、ご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第67号農用地利用集積計画の決定について、60件の各案件につきましては、原案どおり、処理していくことといたします。

続きまして、議案第68号農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは、44ページをお開きください。

議案第68号農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてです。

詳細は44、45ページに記載のとおりで、農地機構から認定農業者等への貸

付であります。配分計画案としては、要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

只今の説明に対しご質問、ご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第 6 8 号農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取につきましては、原案どおり、処理していくことといたします。

続きまして、議案第 6 9 号非農地証明願についてを議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは 4 6 ページをお開きください。

議案第 6 9 号非農地証明願についてです。案件は 5 件です。

1 番、垂水町・・・面積 645.00 m²【議案読み上げ】

この申請地は、20 年以上にわたり自然潰廃し、雑木雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっています。

2 番、広島町江の浦・・・面積 92.00 m²【議案読み上げ】

この申請地は、現在農業用施設（納屋）として利用されているものです。

3 番、金倉町・・・面積 941.31 m²【議案読み上げ】

この申請地は、20 年以上にわたり自然潰廃し、雑木雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっています。

4 7 ページをお開きください。

4 番、土器町東四丁目・・・面積 3.30 m²【議案読み上げ】

この申請地は、農地法施行以前から非農地であったものです。

5 番、飯山町川原・・・面積 5,050.00 m²【議案読み上げ】

この申請地は、20 年以上にわたり自然潰廃し、雑木雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっています。

以上 5 件、丸亀市非農地事務処理要領における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題はないものと考えます。

ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しご質問、ご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第 69 号非農地証明願について整理番号 1 番から 5 番の案件につきましては、原案どおり、処理していくことにいたします。

次に、議案第 70 号許可後の事業計画変更申請についてを議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは 48 ページをお開きください。

議案第 70 号許可後の事業計画変更申請についてです。

案件は 1 件です。

1 番、郡家町・・・面積 1,221.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、平成 14 年 9 月 27 日、分譲住宅 6 棟の建築整備を図る計画で、農地法 5 条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により工期を 2 年延長するため、事業計画を変更したいとの申請がありました。

以上、ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しご質問、ご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第 70 号許可後の事業計画変更申請について整理番号 1 番の案件につきましては、許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告事項に入ります。

報告第 29 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第30号 農地法第18条第6項の規定による通知確認については
報告第31号 許可申請の取下願については、
一括して、事務局から報告いたします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは49ページをお開きください。

報告第29号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。
報告は4件です。

1番、本島町福田・・・面積 4,187.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和5年5月1日、相続により農地を取得したものです。
委員会による斡旋等の希望はございません。

50ページをお開きください。

2番、原田町・・・面積 2,895.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和5年10月3日、相続により農地を取得したものです。
委員会による斡旋等の希望はございません。

3番、広島町町江の浦・・・面積 5,550.00 m²【議案読み上げ】

51ページにかけてになります。

この案件は、令和4年12月14日、相続により農地を取得したものです。
委員会による斡旋等の希望はございません。

4番、飯山町東小川・・・面積 513.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和5年7月26日、相続により農地を取得したものです。
委員会による斡旋等の希望はございません。

それでは52ページをお開きください。

報告第30号農地法第18条第6項の規定による通知確認についてです。
報告は4件です。

1番、郡家町・・・面積 1,249.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の権利設定がされていたものですが、転用のため、賃貸
人主導により離作補償なく合意解約するものです。

議案66号5番で説明したとおりです。

2番、垂水町・・・面積 2,216.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、基盤法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたも
のですが、農業廃止のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約するも
のです。53ページをお開きください。

3番、綾歌町岡田下・・・面積 676.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、基盤法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたも
のですが、転用ため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

議案66号11番で説明したとおりです。

4 番、原田町・・・面積 1,038.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の権利設定がされていたものですが、転用のため、賃貸人主導により離作補償なく合意解約するものです。

議案 6 6 号 6 番で説明したとおりです。

それでは 5 4 ページをお開きください。

報告第 3 1 号許可申請の取下願についてです。

報告は 2 件です。

1 番、土器町東五丁目・・・面積 916.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、申請地に貸店舗、貸家を建築整備する計画で、平成 2 5 年 9 月第 5 1 号議案で、農地法 4 条第 1 項の規定による許可申請をしていた案件ですが、申請人死亡のため、許可申請の取下願があったものです。

なお、議案 6 5 号 4 番の申請に関連します。

2 番、土器町東五丁目・・・面積 73.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、申請地に共同住宅 1 棟の建築整備を図る計画で、令和 2 年 3 月第 1 5 号議案で、農地法 4 条第 1 項の規定による許可申請をしていた案件ですが、申請人死亡のため、許可申請の取下願があったものです。

なお議案 6 5 号 5 番に関連します。

報告は、以上です。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告事項について、ご質問等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告事項を終わります。

以上で、1 2 月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもって閉会といたします。

（午後 4 時 3 3 分終了）